

（仮称）大田区子ども家庭総合支援センターの今後の整備の方向に

ついて

区は、児童福祉法の改正を踏まえ、こどもと家庭の支援体制を強化するため、区立児童相談所（一時保護所を含む）の設置を目指し、子ども家庭支援センターと一体となった「（仮称）大田区子ども家庭総合支援センター」の整備を進めてまいりました。

区立児童相談所設置に向け、他自治体の児童相談所等に区職員を派遣し、人材育成を図ってきたほか、開設後を見据え区内児童養護施設や里親をはじめとする関係機関との連携体制の構築や施設整備に着手し、令和8年度中を開設予定として準備を進めてまいりました。

このような中、昨年、東京都と今後の児童相談所整備について意見交換の機会がありました。その際、東京都から「大田区単独を管轄区域とする都立児童相談所の設置について考慮する考えもあり、大田区の今後の児童相談所整備の意向を伺いたい」と伝えられました。

区として現状の準備状況等を含めて分析する中で、これまでの東京都の児童相談所運営に関する経験と、区の子育て支援の強みを融合することは、その相乗効果により、さらなる子育て環境の向上に資する最適な方策になると考えました。そのため、現段階においては区が整備を進めている「（仮称）大田区子ども家庭総合支援センター」の下で、東京都立児童相談所と区の子ども家庭支援センターが一体的に運用体制を構築し、地域の支援をより充実させていくとの結論にいたりました。

区は、引き続き令和8年度中の開設に向けて準備を進め、こども達の安全・安心の確保を最優先に、虐待の未然防止から専門的支援を切れ目なく実施し、地域に根差したこどもと家庭の総合的な支援の実現に向け、東京都と協議を進めてまいります。